

令和8年春の全国交通安全運動熊本県実施要綱

目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

- 1 令和8年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日(金)

主 唱

熊本県交通安全推進連盟

運動の重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

運動の重点に関する推進項目

1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - ・ 通学路等の生活道路における見守り活動等の交通安全対策の推進
 - ・ 通行の妨げとなる物件の排除等、道路の適正利用に関する広報啓発等の推進
- (2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ・ 信号に従うこと等の基本的な交通ルールの遵守や安全確認をしてからの横断等を促す取組の推進
 - ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- (1) 「ながらスマホ」の根絶
 - ・ 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ・ 「横断歩道止まって渡す『思いやり』キャンペーン」の推進
 - ・ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - ・ 「飲酒運転させないKUMAMOTOキャンペーン」の効果的な推進
 - ・ 自動車の使用者等(安全運転管理者等)における酒気帯びの有無の確認を徹底させる取組の推進
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果、正しい使用方法等に関する理解を促す取組の推進

- (5) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ・ シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- (6) 外国人運転者の交通事故防止対策
 - ・ 母国との交通ルールの違い等を理解するための教材、教具等を活用した交通安全教育の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知
 - ・ 交通反則通告制度導入を踏まえた交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - ・ 「自転車ルールブック」の周知や、「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、ライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策
 - ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性に関する理解の促進及び自転車の定期的な点検整備や、損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した、運転者に対する交通違反及び交通事故防止を目的とした効果的かつ適切な交通安全教育の推進

運動の実施要領

- 1 熊本県交通安全推進連盟(以下「推進連盟」という。)及び推進連盟会員における実施要領
- (1) 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。
- (3) テレビ、ラジオ、SNS等の各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開し、県内の交通安全意識の向上を図るものとする。
- (4) 全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 地域、家庭等における、世代間交流を視野に入れた交通安全教室等の開催のほか、交通ボランティアと連携し、地域が一体となった、こどもや高齢者の見守り活動を推進
- (6) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における、折り本等の教材を活用した、こどもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等の開催のほか、こどもを自転車に同乗させて送迎等をする保護者に対する乗車用ヘルメットの着用徹底を推進
- (7) 中学校、高等学校、大学等における、自転車通学生への乗車用ヘルメットの着用促進や歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等の指導
- (8) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (9) 職域における社内の広報啓発活動や職員への交通安全教育の推進のほか、安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

効果評価の実施

推進連盟及び推進連盟会員は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。